

通知預金

平成24年7月5日現在

商品名 (愛称)	通知預金
販売対象	・法人および個人の方
期間	・期間の定めはありません ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます ただし、解約する日の2日前までにご通知ください
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息を計算します
税金	・個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかか ります。
手数料	_____
付加できる特約事項	・個人の場合は、マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算したお利息とと もにお支払いします
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時~17 時、電話：052-913-1153)にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03- 3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁 護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図る ことも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、 上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517 -5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東 京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いた だけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会 において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、 解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、 上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息 が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合 計して1,000万円までとその利息が保護されます)

中日信用金庫